

第14号議案

ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「夜勤手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第9条の4第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第1項第13号中「特殊自動車」の次に「等」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の

休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「及び住居手当」を削る。

（ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年ふじみ野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第14条及び附則第15条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

（ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年ふじみ野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後のふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「新技能給与条例」という。）第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 新技能給与条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前のふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新技能給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与を改定するため、ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。